

令和3年8月26日開会

第730回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
報告第1号	7頁
報告第2号	11頁
報告第3号	15頁
報告第4号	23頁
報告第5号	27頁

議案第一号 参考資料

公民館運営審議会委員名簿(案)

任期 令和3年9月1日～令和5年8月31日
定数 15名以内

委員氏名	生年月日	住所	選出区分	備考	新・再
氣仙 宏			学校教育関係者	第二田名部小学校校長	新
山本 陽子			社会教育関係者	下北美術展審査員	再
辻 登志雄			学識関係者	大湊新町町内会長 元大湊中学校校長	再
荒 正典			社会教育関係者	下北美術展審査員 カメフラ店自営	再
吉田 成人			社会教育関係者	むつ商工会議所 副会頭 自営業 (もんばんらん)	再
菊池 時男			社会教育関係者	画家・下北美術展審査員 元J R 東日本勤務	再
山本 昭子			社会教育関係者	元銀行員 下北を知る会事務局員	再
室舘 幸一			学識経験者	むつ市下北自然の家所長 元第二田名部小学校校長	再
坪 二三子			社会教育関係者	むつ市連合婦人会長	再
春藤 千秋			家庭教育関係者	元川内町公運審委員 社会教育指導員	再
佐々木 絵里子			家庭教育関係者	運動サークル指導員	再
田 中 匡			社会教育関係者	大畑地区子ども会育成連合会副会長	再
和田 榮子			社会教育関係者	大畑町婦人会会長	再
角谷 恵子			社会教育関係者	むつ市保健協力委員脇野沢地区会長 教育サポーター	再
片川 純子			社会教育関係者	元むつ市役所職員	新

学校教育関係者 1名 社会教育関係者 10名 家庭教育関係者 2名 学識経験者 2名
計15名(新任2名、再任13名)

公民館運営審議会委員 退任者・新任候補者一覧

退任者	新任候補者	備考
四戸 浩（学校教育関係者）	氣仙 宏（学校教育関係者）	むつ市校長会推薦
脇江 忠廣（学識経験者）	片川 純子（社会教育関係者）	脇野沢公民館推薦

公民館運営及び公民館運営審議会に関する関係法令等

社会教育法抜粋

(公民館の目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

むつ市公民館条例抜粋

(公民館運営審議会)

第5条 むつ市中央公民館に、むつ市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）を置く。

- 2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第6条 委員の定数は、15人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

むつ市公民館規則抜粋

(審議会の構成等)

第4条 むつ市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、むつ市中央公民館長（以下「館長」という。）が招集する。

- 2 審議会は、必要により開催する。
- 3 館長は、審議会の審議の結果を教育委員会に報告しなければならない

(審議会の会議)

第6条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 前項の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

報告第一号 参考資料

G I G A スクール端末等

納入場所：市内各小学校



【主な仕様】

タブレットパソコン	品名	HP Chromebook x360 11 G3 EE
	幅	295mm
	奥行き	205.3mm
	高さ	20.9mm
	重量	1.45kg
	OS	ChromeOS
	プロセッサー	インテル Celeron プロセッサー N4020
	メモリ	4GB
	ストレージ	32GB
	ディスプレイ	11.6インチ タッチパネル対応
	無線通信機能	IEEE802.11ac以上対応
	その他機能	Webカメラ 日本語対応キーボード（防滴機能付）
ソフトウェア	Chrome Education Upgrade	

報告第二号 参考資料

自動車破損事故報告書

学校名 　　むつ市立川内中学校
所在地 　　むつ市川内町休所5-1
事故発生場所 　バス転回場所内の倉庫付近



〈報告事項〉

1、破損物件詳細

車名 　　スズキ ジムニー
登録番号 　青森 580 よ 4161
所有者 　　金浜 広佳

2、発生日時

令和3年7月1日(木) 午前11時

3、発生時の状況

学校敷地内の倉庫周辺の草刈を行った際に、同敷地内に停車中の車両に草刈機によってはじかれた石が多数飛び、それが車両にぶつかり破損した。

4、対応

破損した車両は金浜広佳さんの奥様が普段乗っているが、この件が発生してからは金浜広佳さんが通勤に使用中、走行には支障はない。

この件について旦那様が窓口となっており、お勤め先の株式会社吉田ゴデーにて修理等の見積を作成し、こちらに提出された。現在是对応を協議中。

5、修理金額

238,073円

衛星写真



事故発生時の車両 (計10箇所破損)



報告第三号 参考資料



む生産第 227 号
令和 3 年 7 月 28 日

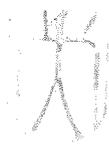
むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙 一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについて、令和元年 9 月 20 日付け元受文庁第 4 号の 704 で許可された現状変更等（捕獲）は終了したことから、別紙のとおり終了報告を提出しますので、青森県教育委員会教育長宛に進達方お願い致します。



む 生産第 227 号
令和 3 年 7 月 28 日

文化庁長官 都 倉 俊 一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについては、令和元年 9 月 20 日付け元受文庁第 4 号の 704 で許可された現状変更等（捕獲）が終了しましたので報告いたします。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 45 年 11 月 11 日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国

5. 現状変更等の実施内容及びその経過

① 実施内容

第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、サルの捕獲を実施した。捕獲方法は、同計画で定められている捕獲檻（箱わな・大型檻）を用いて群れ被害状況等及び年齢構成等のバランスを考慮しながら実施した。

捕獲後はできる限り苦痛を与えない方法により薬殺し、埋葬又は焼却処理を行った。

② 経過

令和元年	6月17日	む生産第142号で文化庁長官宛「現状変更等許可申請書」を提出（230頭申請）
	同日	む生産第143号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出（230頭申請）
	6月24日	青自然第183号（青森県）により許可
	9月20日	元受文庁第4号の704（文化庁）により許可
	9月21日	捕獲作業開始
令和3年	6月30日	捕獲作業終了（70頭捕獲）

② 捕獲状況

耕地・人家周辺において、箱わな及び大型罠により、第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づき、A2-84A群4頭、A2-84B群4頭、A2-85群26頭、M2-B群1頭、A87-A群10頭、O1-A群7頭、O2-B群5頭、Ko2群4頭、S1-A群1頭、ハナレザル8頭の計70頭の捕獲を実施した。

6. 総括

今回の捕獲は、「第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づき、人的被害防止及び農作物被害対策のためのニホンザルの捕獲を実施したものであり、人的被害の未然防止及び農作物被害の減少につながった。

また、天然記念物への影響（絶滅や分裂等）については、むつ市が行っているモニタリング調査及び下北半島のサル一斉調査においても、絶滅等が確認されないことから、影響がないと判断している。

今後も地域住民と協力しながら保護管理及び被害防除対策に精進し、人とサルとの共生に向けて取り組んでいく。

（添付資料）

- ・ 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
- ・ ニホンザル捕獲記録
- ・ 捕獲用檻（箱わな）仕様図

ニホンザル捕獲記録の一覧表

(全70頭)

No.	群れ名	捕獲年月日	捕獲場所	性別	推定年齢	
1	A2-84A群 (4頭)	令和元年11月30日	むつ市脇野沢桂沢	雄	4	
2		令和元年12月10日	むつ市脇野沢渡向	雌	3	
3		令和 3年 1月24日	むつ市脇野沢寄浪	雌	4	
4		令和 3年 1月28日	むつ市脇野沢辰内	雄	12	
5	A2-84B群 (4頭)	令和元年12月 3日	むつ市脇野沢寄浪	雄	9	
6		令和元年12月10日	むつ市脇野沢寄浪	雌	8	
7		令和元年12月16日	むつ市脇野沢寄浪	雌	1	
8		令和 3年 1月18日	むつ市脇野沢新井田	雌	3	
9	A2-85群 (26頭)	令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	5	
10		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	0	
11		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	2	
12		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	2	
13		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	1	
14		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雄	13	
15		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雄	5	
16		令和元年11月22日	むつ市川内町蛸崎	雌	9	
17		令和元年12月14日	むつ市川内町蛸崎	雄	4	
18		令和 2年 1月 3日	むつ市川内町蛸崎	雄	1	
19		令和 2年 1月 7日	むつ市川内町蛸崎	雌	1	
20		令和 2年 1月14日	むつ市川内町蛸崎	雌	4	
21		令和 2年 1月14日	むつ市川内町蛸崎	雌	3	
22		令和 2年 1月14日	むつ市川内町蛸崎	雌	4	
23		令和 2年 1月25日	むつ市脇野沢口広	雌	4	
24		令和 2年 2月21日	むつ市川内町蛸崎	雌	2	
25		令和 2年 2月21日	むつ市川内町蛸崎	雌	12	
26		令和 2年 3月 8日	むつ市川内町蛸崎	雄	10	
27		令和 2年 3月 8日	むつ市川内町蛸崎	雄	15	
28		令和 2年 8月20日	むつ市川内町蛸崎	雄	10	
29		令和 2年 9月19日	むつ市川内町蛸崎	雄	10	
30		令和 3年 1月18日	むつ市脇野沢松ヶ崎	雌	1	
31		令和 3年 2月21日	むつ市川内町蛸崎	雌	12	
32		令和 3年 2月21日	むつ市川内町蛸崎	雌	3	
33		令和 3年 3月 5日	むつ市川内町蛸崎	雄	4	
34		令和 3年 3月 5日	むつ市川内町蛸崎	雌	16	
35		M2-B群(1頭)	令和 2年12月 7日	むつ市川内町湯野川	雄	6
36			令和 2年 1月 7日	むつ市脇野沢芋田	雄	8
37			令和 3年 2月14日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	5
38			令和 3年 3月 4日	むつ市脇野沢蛸田	雄	5

39	A87-A群 (10頭)	令和 3年 3月16日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	2
40		令和 3年 4月 1日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	0
41		令和 3年 4月 1日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	2
42		令和 3年 4月18日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	1
43		令和 3年 4月29日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	20
44		令和 3年 4月29日	むつ市脇野沢九艘泊	雌	1
45		令和 3年 5月14日	むつ市脇野沢九艘泊	雄	6
46	O1-A群 (7頭)	令和元年11月22日	むつ市脇野沢館越	雌	10
47		令和元年12月16日	むつ市脇野沢滝山	雄	12
48		令和 2年 1月 7日	むつ市脇野沢滝山	雄	15
49		令和 2年 1月 7日	むつ市脇野沢源藤城	雌	8
50		令和 2年 1月14日	むつ市脇野沢源藤城	雌	7
51		令和 2年 3月 9日	むつ市脇野沢滝山	雌	6
52		令和 3年 1月28日	むつ市脇野沢源藤城	雌	15
53	O2-B群 (5頭)	令和元年11月10日	むつ市脇野沢源藤城	雌	8
54		令和元年11月10日	むつ市脇野沢源藤城	雄	10
55		令和元年11月10日	むつ市脇野沢源藤城	雌	7
56		令和 3年 3月24日	むつ市脇野沢七引	雌	5
57		令和 3年 5月30日	むつ市脇野沢源藤城	雌	8
58	Ko2群 (4頭)	令和 2年12月 8日	むつ市関根字新田川目	雌	3
59		令和 3年 3月19日	むつ市関根字出戸川目	雄	4
60		令和 3年 3月24日	むつ市関根字出戸川目	雄	8
61		令和 3年 4月12日	むつ市関根字出戸川目	雌	5
62	S1-A群(1頭)	令和 2年 9月22日	むつ市大字田名部宮後	雌	4
63	ハナレサル (8頭)	令和元年10月31日	むつ市脇野沢七引	雄	12
64		令和 2年 8月27日	むつ市脇野沢七引	雄	12
65		令和 2年11月 9日	むつ市中央一丁目	雌	20
66		令和 3年 2月13日	むつ市脇野沢寄浪	雄	4
67		令和 3年 2月28日	むつ市大畑町赤川	雄	10
68		令和 3年 3月24日	むつ市脇野沢七引	雄	5
69		令和 3年 6月 7日	むつ市脇野沢七引	雄	14
70		令和 3年 6月22日	むつ市脇野沢七引	雄	9

サルの捕獲頭数

文化庁申請分				市教委申請分				
期間		許可 頭数	捕獲 頭数	年度	捕獲 (殺処分)		一時捕獲	
					許可 頭数	捕獲 頭数	許可 頭数	捕獲 頭数
第1次第二種 計画期間	H27.7～ H29.6	217	91	H28			58	3
				H29			58	12
第2次第二種 計画期間	H29.6～ R元.6	303	95	H30			58	3
				R元			58	5
	R元.9～ R3.6	230	70	R2			56	5
				R3			60	
合計		1,050	256		0	0	348	28

報告第四号 参考資料

報告第4号

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応について

第729回教育委員会から本日までの間において、決定した事項について報告いたします。

●決定事項

- ・感染者多数発生地域を訪れた場合の対応（運用変更）

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

夏季休業中における感染予防対策について（運用変更）

全国的に新型コロナウイルス感染者が増加傾向にある中、夏季休業中における部活動等の全国大会への参加等を理由に、やむを得ず感染者多数発生地域を訪れるケースにつきまして、各校から相談がありましたことから、令和3年7月20日付けむ教総第916号の学校宛て及び保護者宛ての通知の一部を次のように改めますので、職員、保護者等から相談があった場合の参考としてくださいますようお願いいたします。

記

【変更前】

学校宛て

- (4) やむを得ず、感染者多数発生地域を訪れた場合は、移動後2週間程度、不要不急な外出を避け、人との接触を最小限に留めること。

保護者宛て

- (3) やむを得ず、感染者多数発生地域を訪れた場合は、移動後2週間程度、不要不急な外出を避け、人との接触を最小限に留めてください。

【変更後】

学校宛て

- (4) やむを得ず、感染者多数発生地域を訪れた場合は、移動後2週間程度、不要不急な外出を避け、人との接触を最小限に留めること。
ただし、PCR検査キットを購入し、検査を実施し、検査結果が「陰性」であることが確認出来た場合は、検査結果が確認できた日の翌日から出勤が可能。

保護者宛て

- (3) やむを得ず、感染者多数発生地域を訪れた場合は、移動後2週間程度、不要不急な外出を避け、人との接触を最小限に留めてください。
ただし、PCR検査キットを購入し、検査を実施し、検査結果が「陰性」であることが確認出来た場合は、検査結果が確認できた日の翌日から出校が可能となります。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ
電話 22-1111 (内線3110)

報告第五号 参考資料

報告第5号

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画（案）の発表に伴う対応について

第729回教育委員会から本日までの間において、対応した事項について報告いたします。

地区懇談会への参加

- ・ 7月21日（水） 18：30～21：40 プラザホテルむつ

○今後流れ

地区懇談会の開催

- ・ 8月22日（日） 9：20～12：00 プラザホテルむつ